



## 消防用設備点検はお済みですか？

消防用設備は、いついかなる場合に火災が発生しても、確実に機能を発揮するものでなければならないので、日頃の維持管理が十分に行なわれることが必要です。

消防法では、消防用設備等の点検・報告ばかりでなく、整備を含め、適正な維持管理を行なうことを防火対象物の関係者に義務づけています。

### 機器点検(6カ月に1回以上)

消防用設備等の適正な配置、損傷等の有無、その他外観から判別できる事項、機能については外観から又は簡易な操作により判別できる事項を確認する。

### 総合点検(1年に1回以上)

消防用設備等の全部もしくは一部を作動させ、又は当該設備等を使用することにより、総合的な機能を消防用設備等の種類に応じ、点検基準に従い点検する。

### 点検報告の義務のある防火対象物・報告期間

防火対象物	点検報告期間
寄宿舍、下宿、共同住宅 (非特定防火対象物)	3年に1回
料理店、飲食店、マーケット その他物品販売業を営む店舗 (特定防火対象物)	1年に1回



マンション・アパート・テナント



**消防用設備点検は学生ハウジングにご相談ください！**

お問合せ先 TEL: 0800-100-3215 担当: 岸本